

一部繰上償還の方法等について

◆一部繰上償還申出書の提出期限

1、6、8、11月の20日

◆一部繰上償還の返済月

2、7、9、12月（年4回）

◆一部繰上償還の金額

- ・毎月償還のみの場合・・・10万円以上で任意の金額（1円単位）
- ・ボーナス償還併用の場合・・・20万円以上で任意の金額（1円単位）

◆注意事項

- ・一部繰上償還額の2分の1以上をボーナス分への返済に充ててください。
- ・ボーナス償還併用の場合、ボーナス分のみ的一部繰上償還は可能ですが、毎月分のみ的一部繰上償還はできません。
- ・支部ホームページの「貸付金・償還金シミュレーション」で試算できます。
- ・「住宅借入金特別控除制度」の適用を受けている方は、償還済回数と一部繰上償還後の償還回数の合計が10年（120回）未満になると、この制度の適用が受けられなくなります。
- ・育児休業等により償還猶予金がある場合、繰上金額と償還猶予金額を合算した金額を返済することになります。

（例：繰上金額10万円／償還猶予金額25万円の場合、35万円及び繰上金額の経過利息を支払う。）

◆計算方法が分かりにくい場合

「職員番号」、「種別」、「貸付番号」、「給料月額」のみ記入し、次ページのアンケートを同送してください。当支部でご希望に近い金額を計算いたします。

ただし、他の貸付種別の返済額や未償還元金額によっては（特にボーナス償還併用の場合）、ご希望どおりにならないことがあります。その場合は、こちらから改めてご連絡いたします。

